

権限委譲に伴う神戸市の組織変更について

権限移譲に伴う神戸市の組織変更について

神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市に所在する居宅系サービス事業所及び介護保険施設については、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、平成 23 年度まで兵庫県が行っていた以下の事務を神戸市が行っております。

1 移譲された事務

(1) 居宅系サービス事業所

事業の種類	移譲する事務の具体例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス ・ 介護予防サービス ・ 居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ①新規指定 ②指定の更新 ③届出（変更、休廃止、報酬に係る体制届等）の受理 ④報告の徴収、立入検査（指導・監査） ⑤勧告、命令 ⑥指定の取消、効力の停止 <p style="text-align: right;">など</p>

※業務管理体制に係る届出及び検査については、引き続き県が実施。

(2) 介護保険施設

事業の種類	移譲する事務の具体例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ①新規指定・許可 ②指定（許可）の更新 ③届出（変更、辞退、報酬に係る体制届等）の受理 ④勧告、命令 ⑤指定（許可）の取消、指定（許可）の効力停止 <p style="text-align: right;">など</p>

※業務管理体制に係る届出及び検査については、引き続き県が実施。

2 神戸市の組織（平成 24 年 4 月 1 日より）

上記事務の委譲に伴い、介護指導課を新設した。

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1

（3号館 3階）

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課

電話：（直）指定係 078-322-6771

指導係 078-322-6326

F A X : 078-322-6762

3 委譲にかかる担当事務

指定係：上記1 (1) ①②③⑥、(2) ①②③⑤

指導係：上記1 (1) ④⑤、(2) ④

4 対象事業所

神戸市に所在する事業所居宅系サービス事業所及び介護保険施設

※業務管理体制の整備等に関する事務等について

- ・ 業務管理体制の整備に関する事務は法令上移譲対象とされなかったが、一の指定都市・中核市の区域内で事業を行う法人については、事業所等の指導監督と一体的に行うことが効率的であるという観点より、兵庫県から平成25年4月1日に事務委譲される予定である。